アフラックでは、お客様の利便性向上のため、Web 約款 をおすすめしています

○アフラックのホームページ（https://www.aflac.co.jp/）上で、**いつでもご覧いただける**「ご契約のしおり・約款」です。
○冊子の「ご契約のしおり・約款」のように**保管する必要がありません。**

▶▶ Web 約款 の特長、閲覧方法など、詳しくは その他重要事項 P.29 をご確認ください。

照会・相談・苦情などのご連絡先

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情については、下記の窓口でお受けします。

アフラック コールセンター　通話料無料　**0120-5555-95**　受付時間　月曜日～金曜日 9:00～18:00　土曜日 9:00～17:00　※祝日を除きます。

ご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」のご登録で、便利なサービスをご利用いただけます

ご契約者様専用サイト
アフラック よりそうネット

ご登録はとってもカンタン!
まずは下記より登録ページへアクセスし、ご登録ください。
かんたんアフラック　検索
※法人契約の場合はご利用いただけません。

スマホは こちらから

ご登録者様限定
ご利用いただけるサービスの一例

オンライン医療相談サービス
提供元:(株)メディカルノート

あなたの病気や身体についての疑問やお悩みに
プロの医療チームがオンラインでお応えします！
※本サービスは、診断その他の医療行為を提供するものではありません。

月10回まで相談無料

《保険種類をお選びいただく際には「保険種類のご案内」をご覧ください》

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている「終身保険」です。
「保険種類のご案内」は当社の営業部・支社および募集代理店にございますのでお問い合わせください。
ご契約後は、必ずご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人にお知らせください。

お問い合わせ、お申込みは
〈募集代理店〉

- 本冊子に記載の保障内容などは、2022年3月22日現在のものです。
- 本冊子に記載の「当社」とは引受保険会社のことをいいます。
- 契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

アフラックは代理店制度を採用しています。
募集代理店は、当社以外の保険商品を取扱いできる場合があります。
詳しくは募集代理店にお問い合わせください。

〈引受保険会社〉
Aflac アフラック
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
URL https://www.aflac.co.jp/

㊫784644(00)　AFツール-2021-0198 10月28日

「生きる」を創る。
Aflac

お申込みいただく前に

契約概要・注意喚起情報・その他重要事項

変わらない保険料で、
一生涯の保障を。

かしこく備える 終身保険

ご契約に関する大切な事項を記載したものです。
お申込み前に必ずお読みいただき大切に保管してください。

保存版

本冊子や「ご契約のしおり・約款」には、ご契約に関する重要事項を記載していますので、必ずお読みください。

本冊子

契約概要

P.01～14

契約内容に関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

- 保険の特長・しくみは?
- どんなときに保険金などが支払われるの?
- 保険料払込みの流れは?
- 契約できる条件は?

など

注意喚起情報

P.15～24

お申込みに際して特にご注意いただきたい事項やお客様にとって不利益となる事項を記載しています。

- 告知とは?
- 申込みを撤回したいときは?
- 保障の開始はいつ?
- 保険金などを請求するときは?

など

その他重要事項

P.25～29

お申込みに際してご確認いただきたい補足的情報をまとめています。

本冊子で使用するマークについて

⚠	特にご確認いただきたい内容のうち、**お客様にとって不利益となる事項**を記載しています。	補足	条件など**補足事項**を記載しています。
しおり	「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載しています。	用語	**保険の専門用語**などについて記載しています。

本冊子で使用する商品名について

「変わらない保険料で、一生涯の保障を。かしこく備える終身保険」は「かしこく備える終身保険」といいます。

ご契約のしおり・約款

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項、お手続きなどをわかりやすく説明しています。

約款

「普通保険約款」「特約条項」など、ご契約についてのとりきめを詳しく説明しています。

契約概要

1. この「契約概要」には、契約内容に関する重要事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

2. 支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を記載しています。
ご契約に際しては**「注意喚起情報」**のほか、支払事由や制限事項の詳細、主な保険用語の説明などについては、**「ご契約のしおり・約款」**をご確認ください。

もくじ

特長・しくみ

01 「かしこく備える終身保険」の特長 …… 02
02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など) …… 04

給付金・保険金など

03 保険金のお支払いなど …… 06
04 契約者配当金・解約払戻金 …… 08

保険料

05 保険料の払込方法 …… 09
06 保険料払込みの流れ …… 10
07 保険料に関する留意事項 …… 13

ご契約のお引受け

08 お引受けの条件 …… 14

01 「かしこく備える終身保険」の特長

特長1 死亡・高度障害の保障が一生涯続きます。

死亡したときや高度障害状態になったときに保険金をお支払いします。

特長2 解約払戻金を抑えることにより、保険料が割安になっています。

解約払戻金を従来（低解約払戻金割合が設定されていない場合）の70%（累計払込保険料に対する割合ではありません）に設定しているため保険料が割安です。

▶▶詳しくは 04 **契約者配当金・解約払戻金** P.08 をご確認ください。

特長3 タバコを吸わない方は保険料が安くなります。

「ノンスモーカー割引特約」を付加すると「非喫煙保険料率」が適用となり、保険料が安くなります。

特長4 ニーズに合わせてご希望の特約を付加できます。

下記の特約を付加して、保障を充実させることができます。

三大疾病保険料払込免除特約	**三大疾病** 用語 により所定の状態に該当した場合に、以後の保険料の払込みを免除します。
災害死亡割増特約	不慮の事故または所定の感染症による死亡・高度障害を保障します。

特長5 健康に不安がある方でもお申込みいただけます。

健康状態に不安があって、従来の終身保険にご加入いただけなかった方も、「特別保険料率に関する特則」を付加することで、保険料を割増してご契約をお引受けする場合があります。

▶▶「特別保険料率に関する特則」について、詳しくは 02 **契約内容（保険期間、保険料払込期間など）** P.04 をご確認ください。

用語

- **「三大疾病」とは**
  がん（悪性新生物）、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。

「かしこく備える終身保険」しくみ図

▶▶ 待ち期間 について、詳しくは 注意喚起情報 P.19～20 をご確認ください。

■「特別保険料率に関する特則」を付加しない場合

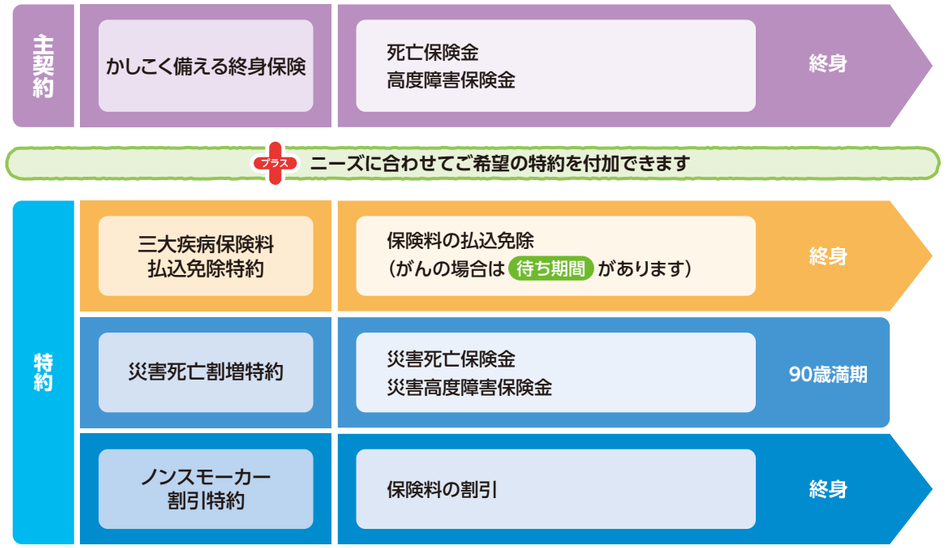

■「特別保険料率に関する特則」を付加する場合

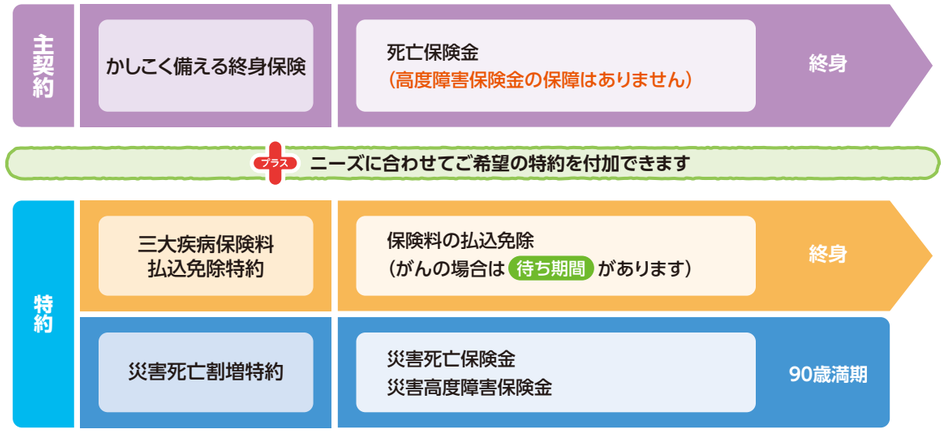

「特別保険料率に関する特則」を付加する場合、保障内容などが異なります。

- 主契約の「高度障害保険金」の保障はありません。
- 「ノンスモーカー割引特約」を付加することはできません。
- 主契約の保険料払込免除事由が異なります。

▶▶保険料払込免除について、詳しくは 07 **保険料に関する留意事項** P.13 をご確認ください。

02 契約内容（保険期間、保険料払込期間など）

かしこく備える終身保険

販売名称	正式名称	保険期間	保険料払込期間	契約年齢
変わらない保険料で、一生涯の保障を。 かしこく備える終身保険	終身保険 〔低解約払戻金2018〕	終身	終身	0歳(*)～満85歳

(*)「特別保険料率に関する特則」を付加する場合、契約年齢は満20歳以上となります。

■「特別保険料率に関する特則」について

被保険者の健康状態によっては、「特別保険料率に関する特則」を付加することで保険料を割増して、ご契約をお引受けする場合があります。ただし、本特則を付加した場合、主契約の「高度障害保険金」の保障はありません。なお、本特則のみを解約することはできません。

■「指定代理請求特約」（代理人による請求）について

被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方（指定代理請求人）が被保険者に代わって請求できます（法人契約で受取人が法人の場合を除きます）。また、「特別保険料率に関する特則」を付加する場合、ご契約内容によっては、被保険者が受取人となる保険金などがないため、本特約を付加できない場合があります。

▶▶詳しくは しおり「指定代理請求特約」について をご確認ください。

■「責任開始期に関する特約」について

「責任開始期に関する特約」を付加した場合、第1回保険料の払込みを責任開始の要件とせずに、当社の定める日から保障を開始します。ただし、「三大疾病保険料払込免除特約」のがん（悪性新生物）の保障の開始までには3か月の待ち期間があります。

▶▶保障の開始について、詳しくは 注意喚起情報 P.19～20 をご確認ください。

付加できる特約

販売名称	正式名称	保険期間	保険料払込期間	契約年齢
三大疾病保険料 払込免除特約	三大疾病保険料 払込免除特約	終身	－	0歳(*)～満85歳
災害死亡割増特約	災害死亡割増特約	90歳満期	90歳まで	0歳(*)～満85歳
ノンスモーカー 割引特約	非喫煙割引特約	終身	－	満20歳～満85歳

(*)「特別保険料率に関する特則」を付加する場合、契約年齢は満20歳以上となります。

■「ノンスモーカー割引特約」について

被保険者の喫煙状況が所定の基準に該当している場合に、「ノンスモーカー割引特約」を付加するとご契約の保険料が安くなります。ただし、「特別保険料率に関する特則」を付加する場合、本特約を付加することはできません。

なお、本特約のみを解約することはできません。

保険料については**パンフレット「保険料表」、「ご提案書」**などをご確認ください。

▶▶詳しくは その他重要事項 P.28 をご確認ください。

■「三大疾病保険料払込免除特約」について

「三大疾病保険料払込免除特約」を付加すると、主契約および特約の保険料は付加しない場合の保険料に比べ、高くなります。

※保険料払込免除事由が発生していない場合に限り、「三大疾病保険料払込免除特約」を解約することができます。解約後の保険料は「三大疾病保険料払込免除特約」を付加していない場合の保険料になります。

■「災害死亡割増特約」について

「災害死亡割増特約」には、「特別保険料率に関する特則」や「ノンスモーカー割引特約」は付加されないため、主契約の保険料率に関わらず、本特約の保険料率は一律です。

ただし、主契約に「三大疾病保険料払込免除特約」を付加する場合、主契約の保険料率によって本特約の保険料率は異なります。

■「リビング・ニーズ特約」について

被保険者の余命が6か月以内と判断されるときにリビング・ニーズ保険金をお支払いします。

▶▶詳しくは しおり「リビング・ニーズ特約」について をご確認ください。

補足

- 特約のみのお申込みはできません。
- 「三大疾病保険料払込免除特約」「災害死亡割増特約」「ノンスモーカー割引特約」は中途付加できません。

03 保険金のお支払いなど

▶▶参照 しおり 「かしこく備える終身保険」について特約について

具体的な支払額については**「パンフレット」**などをご確認ください。
「契約概要」に記載の支払事由や制限の例などは、概要や代表事例を示しています。支払事由などについて詳しくは、**「ご契約のしおり・約款」**をご確認ください。

主契約・特約名称	保険金	支払事由	支払額	支払事由の詳細／制限の例
主契約 かしこく備える終身保険	死亡保険金	死亡したとき	保険金額	• 死亡保険金と高度障害保険金の重複支払いはありません。 • 死亡保険金または高度障害保険金をお支払いした後、「かしこく備える終身保険」および付加されているすべての特約は消滅します（高度障害保険金をお支払いした場合、高度障害状態に該当した日にさかのぼって消滅します）。
	高度障害保険金(*)	所定の高度障害状態になったとき		
災害死亡割増特約	災害死亡保険金	特約保険期間中につぎのいずれかに該当したとき • 不慮の事故によって180日以内に死亡したとき • 所定の感染症によって死亡したとき	災害保険金額	• 災害死亡保険金と災害高度障害保険金の重複支払いはありません。 • 災害高度障害保険金をお支払いした場合、「災害死亡割増特約」は高度障害状態に該当した日にさかのぼって消滅します。
	災害高度障害保険金	特約保険期間中につぎのいずれかに該当したとき • 不慮の事故によって180日以内に所定の高度障害状態になったとき • 所定の感染症によって所定の高度障害状態になったとき		
リビング・ニーズ特約	リビング・ニーズ保険金	余命が6か月以内と判断されるとき	**指定保険金額** 用語 を基準として計算した金額	• 「かしこく備える終身保険」の死亡保険金の全部をリビング・ニーズ保険金としてお支払いした場合、「かしこく備える終身保険」はリビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅します。 ※死亡保険金と高度障害保険金は支払いません。

(*)「特別保険料率に関する特則」を付加する場合、「高度障害保険金」の保障はありません。

特約名称	保障内容	免除事由	免除事由の詳細／制限の例		
三大疾病保険料払込免除特約	保険料払込免除	つぎのいずれかで所定の状態になったとき • がん（悪性新生物） • 急性心筋梗塞（再発性心筋梗塞を含む） • 脳卒中	• つぎの免除事由に該当した場合は、その後の主契約および特約の保険料のお払込みを免除します。 ①初めてがんと診断確定されたとき ※がんの保障開始には、3か月の 待ち期間 があります。詳しくは 注意喚起情報 P.19～20 をご確認ください。 なお、3か月の 待ち期間 の間にがんと診断確定された場合、保険料は免除されません。急性心筋梗塞・脳卒中を対象として保障を継続します。診断確定日から6か月以内に契約者からの申し出があった場合、「三大疾病保険料払込免除特約」は無効となります。 ②急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的として、手術を受けたとき ③急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的として、継続20日以上の入院をしたとき • 保険料払込免除事由が発生した後に到来する最初の月単位の**契約応当日** 用語 以後の主契約および特約の保険料のお払込みを免除します。		
			がん（悪性新生物）	免除対象外	大腸の粘膜内がん、ボーエン病などの上皮内新生物（上皮内がん、非浸潤がんを含む）、子宮筋腫などの良性新生物
			急性心筋梗塞	免除対象外	急性心筋梗塞・再発性心筋梗塞以外の虚血性心疾患（狭心症など）
			脳卒中	免除対象	くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞の3疾病で、脳血管の異常により、脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こしたもの

用語

「指定保険金額」とは
- 「かしこく備える終身保険」の保険金額のうち、被保険者が指定する保険金額
- 支払額は、指定保険金額 から 保険金請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息・保険料相当額 を差し引いた金額

用語

「契約応当日」とは
ご契約後の保険期間中に迎える、保険契約日に対応する日

04 契約者配当金・解約払戻金

契約者配当金・解約払戻金のお支払いについては、下記のとおりです。

▶▶解約払戻金について、詳しくは しおり 解約と解約払戻金について をご確認ください。

契約者配当金	「かしこく備える終身保険」および特約には、**契約者配当金がありません。**
解約払戻金	●**「かしこく備える終身保険」** 契約年齢・性別・経過年数などによって、当社所定の**解約払戻金をお支払いします。** ご契約から短期間で解約した場合、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。 ※解約払戻金は、低解約払戻金割合が設定されていない場合の70%(累計払込保険料に対する割合ではありません)になります。 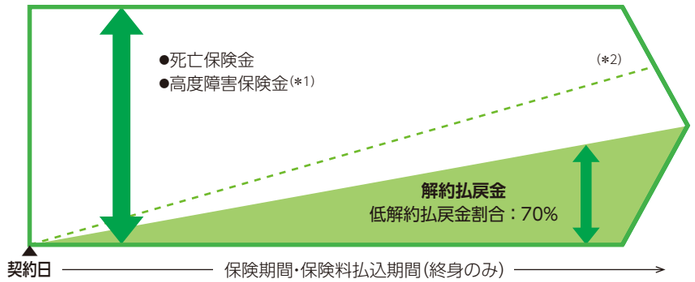 (*1)「特別保険料率に関する特則」を付加する場合、「高度障害保険金」の保障はありません。 (*2) - - - は、低解約払戻金割合を設定しない場合の解約払戻金のイメージです。 ●**「三大疾病保険料払込免除特約」「災害死亡割増特約」** **解約払戻金はありません。**

保険料

05 保険料の払込方法

●保険料は被保険者の性別および契約日における満年齢(1年未満は切捨)によって決まります。
●具体的な保険料については**パンフレット「保険料表」、「ご提案書」**などをご確認ください。

▶▶保険料払込期間について、詳しくは 02 **契約内容(保険期間、保険料払込期間など)** P.04~05 をご確認ください。

払込方法

●保険料の払込方法には、**「月払」「半年払」「年払」**があります。
※保険料の**払込経路** 用語 によっては払込方法が限定される場合があります。

主契約の保険料払込み

「かしこく備える終身保険」の保険料払込期間は、**「終身」**です。

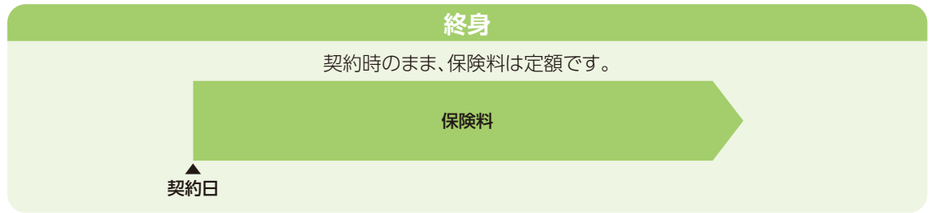

災害死亡割増特約の保険料払込み

「災害死亡割増特約」の保険料払込期間は、**満90歳の誕生日後に迎える最初の年単位の契約応当日の前日まで**です。

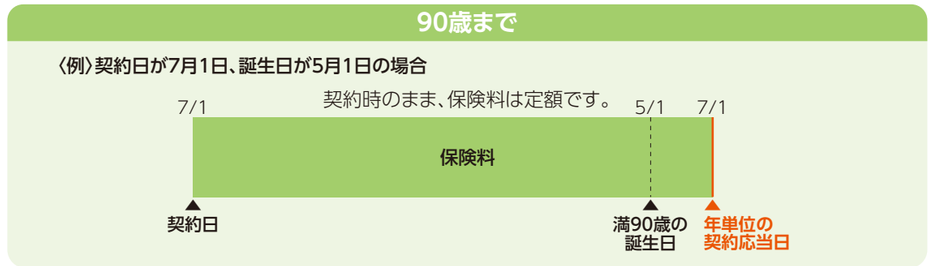

用語

●**「払込経路」とは**
保険料を払込む方法(経路)のことで、「個別取扱(口座振替など)」「団体取扱(給与控除または集金代行)」などがある

06 保険料払込みの流れ

▶▶参照 しおり 保険料のお払込について

お申込みから保険料払込みの流れは、払込経路（「個別取扱」「団体取扱」など）により異なります。なお、「三大疾病保険料払込免除特約」の**がん（悪性新生物）の保障の開始には「待ち期間」（保障されない期間）があります。**

▶▶保障の開始について、詳しくは 注意喚起情報 P.19～20 をご確認ください。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合

この特約は団体によっては取扱いをしていない場合があります。詳細は当社または募集代理店にお問い合わせください。

個別取扱（月払）

★契約日：申込みおよび告知がともに完了した日(*1)の属する月の翌月1日
（この日の満年齢で保険料が決まります）

★保障の開始（A）：待ち期間がある保障
申込みおよび告知がともに完了した日(*1)から3か月経過した日の翌日(*2)

★保障の開始（B）：待ち期間がない保障
申込みおよび告知がともに完了した時(*1)

(*1) 申込みの完了とは、当社が申込書を受領したことをいいます。電子申込みの場合は、「申込書の作成を完了し、申込データを保存した時」を指します。
(*2) 「3か月を経過した日」の応当日がない場合には、その月の末日を「3か月を経過した日」とし、その翌月1日から保障を開始します。

1 第1回目の保険料から口座振替の場合

〈例〉申込み・告知が1月20日の場合

2 第1回目の保険料は払込み、以後の保険料は口座振替の場合

〈例〉申込み・告知と第1回保険料払込みが1月20日の場合

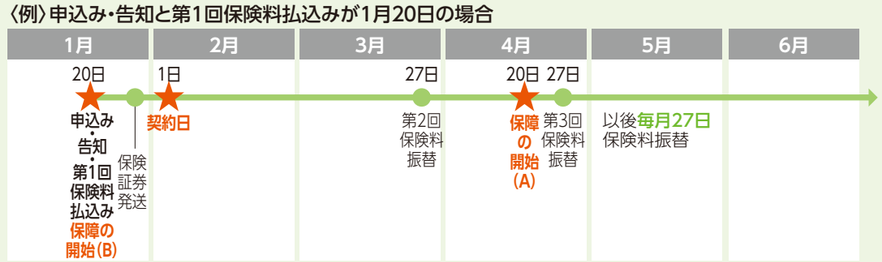

補足

- 保険料振替日は、月払が毎月27日、半年払・年払が半年・年ごとの27日となります。
  ※27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。
- お払込みいただく保険料が200万円を超える場合は、直接当社にお振込みいただきます。保険料払込方法について詳しくは、当社または募集代理店までお問い合わせください。

団体取扱（月払）

- 給与控除の場合、保険料は毎月給与よりお払込みいただきます。
- 集金代行の場合、保険料は団体の集金事務委託会社の請求に基づき、契約者の指定口座から自動振替によりお払込みいただきます。

★契約日：第1回保険料払込日の属する月の1日（この日の満年齢で保険料が決まります）
★保障の開始（A）：待ち期間がある保障　第1回保険料払込日の属する月の1日から3か月経過した日の翌日
★保障の開始（B）：待ち期間がない保障　第1回保険料払込日の属する月の1日

〈例〉保険料払込日が25日の場合

補足

団体を退職（脱退）した場合は、個別取扱に変更して契約をご継続いただけます（保険料は個別料率に変わります）。

次ページへ続く

前ページからの続き

「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

個別取扱（月払）

1　第1回目の保険料から口座振替の場合

★**契約日**(*1)：**申込み・告知**と**第1回保険料振替**が**ともに完了した日**
（この日の満年齢で保険料が決まります）
★**保障の開始（A）**(*2)：**待ち期間がある保障**
申込み・告知および**第1回保険料振替**が**ともに完了した日から3か月を経過した日の翌日**
★**保障の開始（B）**(*2)：**待ち期間がない保障**
申込み・告知および**第1回保険料振替**が**ともに完了した時**

(*1) 第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合、契約日は「申込み・告知およびクレジットカードの有効性の確認がともに完了した日の属する月の翌月1日」となります（この日の満年齢で保険料が決まります）。
(*2) 第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合、保障の開始（A）は「申込み・告知およびクレジットカードの有効性の確認がともに完了した日」から3か月を経過した日の翌日となります。保障の開始（B）は「申込み・告知およびクレジットカードの有効性の確認がともに完了した時」となります。

〈例〉申込み・告知が1月20日の場合

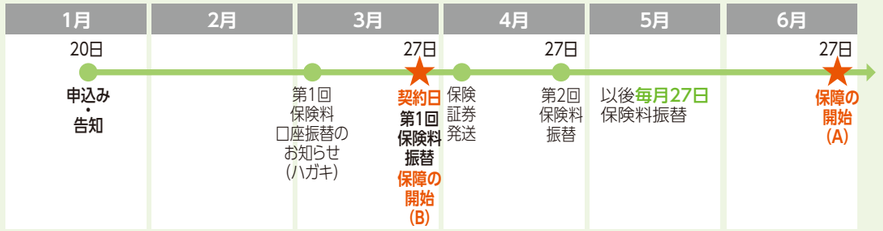

2　第1回目の保険料は払込み、以後の保険料は口座振替の場合

★**契約日**：**申込み・告知**と**第1回保険料払込み**が**ともに完了した日の属する月の翌月1日**
（この日の満年齢で保険料が決まります）
★**保障の開始（A）**：**待ち期間がある保障**
申込み・告知および**第1回保険料払込み**が**ともに完了した日から3か月を経過した日の翌日**
★**保障の開始（B）**：**待ち期間がない保障**
申込み・告知および**第1回保険料払込み**が**ともに完了した時**

〈例〉申込み・告知と第1回保険料払込みが1月20日の場合

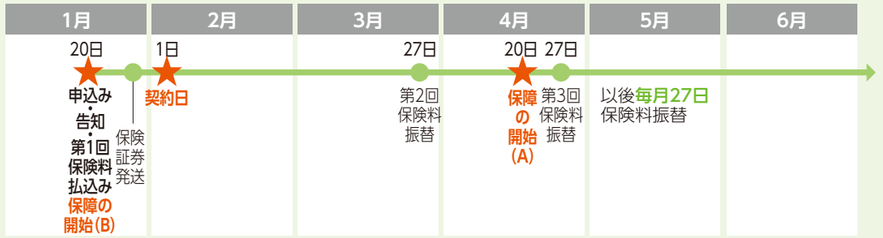

補足
- 保険料振替日は、月払が毎月27日、半年払・年払が半年・年ごとの27日となります。
  ※27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。
- お払込みいただく保険料が200万円を超える場合は、直接当社にお振込みいただきます。保険料払込方法について詳しくは、当社または募集代理店までお問い合わせください。

団体取扱（月払）

- 給与控除の場合、保険料は毎月給与よりお払込みいただきます。
- 集金代行の場合、保険料は団体の集金事務委託会社の請求に基づき、契約者の指定口座から自動振替によりお払込みいただきます。

★**契約日**：**申込み・告知**と**第1回保険料払込み**が**ともに完了した日の属する月の翌月1日**
（この日の満年齢で保険料が決まります）
★**保障の開始（A）**：**待ち期間がある保障**
申込み・告知および**第1回保険料払込み**が**ともに完了した日から3か月を経過した日の翌日**
★**保障の開始（B）**：**待ち期間がない保障**
申込み・告知および**第1回保険料払込み**が**ともに完了した時**

〈例〉保険料払込日が25日の場合

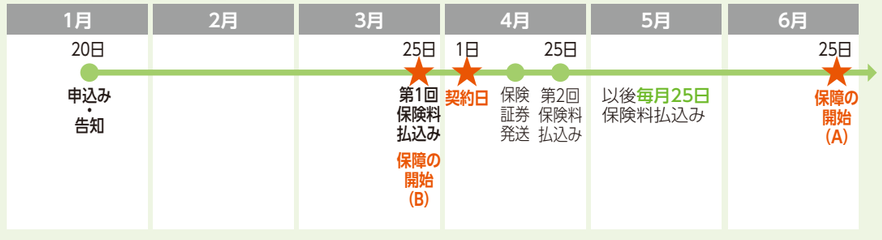

補足
団体を退職（脱退）した場合は、個別取扱に変更して契約をご継続いただけます（保険料は個別料率に変わります）。

07　保険料に関する留意事項

累計払込保険料について

ご契約内容やご契約の経過年数などによっては、保険金額が累計払込保険料を下回る場合がありますのでご注意ください。

保険料払込免除

- 不慮の事故により、当社所定の身体障害状態に該当した場合（「特別保険料率に関する特則」を付加しているご契約は、当社所定の高度障害状態または身体障害状態に該当した場合）、主契約・特約の以後の保険料払込みが免除となります。

▶▶詳しくは しおり **お支払について** をご確認ください。

- 「三大疾病保険料払込免除特約」を付加すると、三大疾病で所定の状態になった場合、主契約・特約の以後の保険料の払込みが免除となります。

▶▶詳しくは しおり **「三大疾病保険料払込免除特約」について** をご確認ください。

保険料の前納

一定期間の保険料をまとめてお払込みいただく前納制度があります。

▶▶詳しくは しおり **保険料の前納** をご確認ください。

08 お引受けの条件

- 契約者と被保険者との続柄は、**本人・配偶者または2親等内の親族**となります（法人契約は除きます）。
- **被保険者の健康状態や仕事の内容**などによっては、お申込みをお引受けできない場合やご希望の契約内容ではお引受けできない場合があります。
- **現在入院中の方、入院・手術をすすめられている方**はお申込みいただけません。
- 被保険者の健康状態によっては、「特別保険料率に関する特則」を付加することで保険料を割増して、ご契約をお引受けする場合があります。

また、下記の限度のほか、当社所定の制限を定めています。詳しくは当社または募集代理店にお問い合わせください。

<table>
<tr><th>主契約・特約名称</th><th>契約の限度、保険金などの限度</th></tr>
<tr><td>主契約
かしこく備える終身保険</td><td>
●死亡保険金額の限度
■「特別保険料率に関する特則」を付加しない場合
100万円から5億円まで（10万円単位）
■「特別保険料率に関する特則」を付加する場合
100万円から1,000万円まで（10万円単位）
●ほかの保険金と通算した限度
「特別保険料率に関する特則」を付加しない場合は①のみを、付加する場合は①と②の両方を満たす必要があります。
①被保険者1人につき、当社の「終身保険」「定期保険」「養老保険」、特約などの死亡保険金などの額を通算して下記範囲内
<table>
<tr><th>被保険者の年齢</th><th>限度額</th></tr>
<tr><td>満15歳未満</td><td>1,000万円(*1)</td></tr>
<tr><td>満15歳以上満24歳以下</td><td>1億円</td></tr>
<tr><td>満25歳以上満70歳以下</td><td>5億円</td></tr>
<tr><td>満71歳以上</td><td>1億円</td></tr>
</table>
(*1)当社および他社などの死亡に関する保険金（災害死亡保険金などを含む）の通算
②被保険者1人につき、当社の「かしこく備える終身保険（特別保険料率に関する特則付加）」「終身特約（特別保険料率に関する特則付加）」「終身特約（やさしいEVER用）」「やさしい終身特約」などの死亡保険金額を通算して下記範囲内
<table>
<tr><th>被保険者の年齢</th><th>限度額</th></tr>
<tr><td>満20歳以上満60歳以下</td><td>1,000万円</td></tr>
<tr><td>満61歳以上満65歳以下</td><td>800万円</td></tr>
<tr><td>満66歳以上満70歳以下</td><td>500万円</td></tr>
<tr><td>満71歳以上</td><td>300万円</td></tr>
</table>
●告知書扱の場合の死亡保険金額の限度
下記告知書扱を超える死亡保険金額については診査扱
<table>
<tr><th>被保険者の年齢</th><th>限度額(*2)</th></tr>
<tr><td>満45歳以下</td><td>2,000万円</td></tr>
<tr><td>満46歳以上満65歳以下</td><td>1,200万円</td></tr>
<tr><td>満66歳以上満70歳以下</td><td>500万円</td></tr>
<tr><td>満71歳以上</td><td>300万円</td></tr>
</table>
(*2)過去3年以内に告知書扱で契約した当社の死亡保険金額などの通算
※「特別保険料率に関する特則」を付加する場合、診査扱の取扱いはありません。
</td></tr>
<tr><td>災害死亡割増特約</td><td>
●特約保険金額の限度
100万円から主契約の保険金額の1.5倍または5,000万円のいずれか小さい額まで（100万円単位）
●ほかの保険金と通算した限度
被保険者1人につき、当社の「災害死亡割増特約」「災害死亡割増特約〔がん保険〕」の保険金額と通算して5,000万円まで
</td></tr>
</table>

相談・照会・苦情について

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情については、当社コールセンターまでご連絡ください。
なお、この商品にかかる指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。

▶▶詳しくは 注意喚起情報 P.24 をご確認ください。

注意喚起情報

1 この「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みに際して**特にご注意いただきたい事項**や**不利益となる事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

02 正しく告知していただかないと、ご契約を解除することがあります。 …… 17
05 保険金などをお支払いできないことがあります。 …… 21
08 解約払戻金の有無は保険種類などによって異なります。 …… 23 など

2 ご契約に際しては**「契約概要」**のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している**「ご契約のしおり・約款」**を必ずお読みください。

もくじ

ご契約に際して
01 反社会的勢力に該当する場合 …… 16
02 告知義務 …… 17
03 お申込みの撤回または解除 …… 18
04 保障の開始 …… 19

給付金・保険金、保険料など
05 お支払いできない場合 …… 21
06 保険金などのご請求 …… 21
07 ご契約の無効および失効・復活 …… 22

ご契約の解約・乗換え・見直し
08 解約と解約払戻金 …… 23
09 新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し …… 23

その他留意事項
10 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合 …… 24
11 相談・照会・苦情の窓口 …… 24

01 反社会的勢力に該当する場合

反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません。

●契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力(*1)に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(*2)を有している場合には、保険契約のお申込みはできません。

●保険契約締結後に反社会的勢力(*1)に該当することまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(*2)を有していることが判明した場合には、約款に基づき保険契約が解除されます。

(*1) 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(*2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、契約者もしくは保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは経営への実質的な関与があることもいいます。

02 告知義務

▶▶参照 しおり お申込にあたって

正しく告知していただかないと、ご契約を解除することがあります。

●被保険者(保障の対象となる方)には、健康状態・職業などについて、もれなく正しい内容を告知していただく義務があります(これを「告知義務」といいます)。

●ご契約に際しては、被保険者の健康状態・職業など「告知書」上で当社がおたずねすることがらについて、**被保険者自身がありのままを記入(告知)してください。**

●医師の診査を受けて契約される場合、医師が口頭で告知を求めることがあります。その場合もありのままを伝えて(告知して)ください。

●生命保険募集人・募集代理店には告知受領権がありませんので、**口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

補足

- 告知の内容が不十分であった場合には、**再度告知をお願いすることがあります。**
- 当社の社員または当社で委託した担当者が、「ご契約のお申込後」または「保険金などのご請求」や「保険料払込免除のご請求」の際に、**お申込みの内容やご請求の内容などについて確認する場合があります。**

既往症や通院歴などがある場合

当社では、被保険者の健康状態などに応じて、つぎのいずれかの対応を行います。

●申込内容のとおりにお引受け　●一部特約のみをお断り　●お申込みをお断り

●「特別保険料率に関する特則」を付加することで保険料を割増してお引受け

※当社には、健康状態にかかわらず告知なしでお申込みいただける「アフラックの終身保険どなたでも」(契約年齢:満40歳～満80歳)があります。

「告知義務違反」がある場合、ご契約を解除することがあります。

「告知義務違反」として保険契約を解除することがあるケース

- **故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合で、責任開始日から2年以内のとき**
- **責任開始日から2年を経過していても、保険金などの支払事由が2年以内に生じていた場合**

上記の場合、保険金などの支払事由が生じていても、原則としてお支払いできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が生じていても、原則としてお払込みを免除することはできません。なお、**解除** 用語 の際に払戻金があれば契約者にお支払いします。

上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による解除に関する所定の期間(2年以内)に関係なく、詐欺行為による取消しなどにより、保険金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでに払込まれた保険料は返金しません。

用語

●**「解除」とは**
保険期間の途中でご契約を消滅させること

お申込みの撤回または解除

03 所定の期間内であれば、お申込みの撤回または解除ができます。

●お申込者またはご契約者は、つぎのいずれかの日からその日を含めて**8日以内（郵便の場合、8日以内の消印有効）**であれば、ご契約のお申込みの**撤回**（用語）またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。**（クーリング・オフ制度）**

①**「責任開始期に関する特約」を付加した場合**
ご契約の申込日または告知日のいずれか遅い日
（第1回保険料を勤務先などの団体を通じてお払込みいただく場合は、第1回保険料の払込日の属する月の1日）

②**「責任開始期に関する特約」を付加しない場合**
ご契約の申込日または第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます）のお払込みの日のいずれか遅い日
（第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、ご契約の申込日またはクレジットカードの有効性を確認した日のいずれか遅い日）

●お申込みの撤回等をした場合には、お払込みいただいた金額をお返しします。

【お申込みの撤回等の方法】
上記の期間内に当社オフィシャルホームページから撤回等のお申し出を送信していただくか、
または**当社宛てに郵便により文書を送付**してください。

●当社オフィシャルホームページよりお申込みの撤回等をする場合
以下のURLにアクセスし、必要項目を入力のうえ、送信してください。
アフラックホームページ https://www.aflac.co.jp/form/mail/index.php
スマホはこちらから

●郵便によりお申込みの撤回等をする場合
※ハガキなどの書面に下記の〈記入項目〉を漏れなく記載してください。書式は自由です。

〈記入項目〉
❶記入日
❷撤回等の理由および撤回等をしたい意思
❸契約者の自署・フリガナ
❹契約者の生年月日
❺契約者の住所・電話番号
❻被保険者名
❼保険種類（特約中途付加の場合は特約種類）
❽証券番号（不明の場合は未記入でも可）

※契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要です。

〈郵送先〉
〒182-8008　日本郵便株式会社　調布郵便局 私書箱第50号
アフラック 契約部 撤回担当行

つぎの場合には、お申込みの撤回等ができません。

●当社が指定した医師の診査を受けた場合
●すでに契約したご契約の内容を変更する場合

用語
●**「撤回」とは**
ご契約のお申込み後に、申込者がご契約のお申込みを取り下げること

保障の開始

04 申込日が保障の開始ではありません。

ご契約上の保障を開始する時期（日）を「責任開始期（日）」といいます。
ご契約を当社がお引受けすることを承諾した場合の「責任開始期（日）」は、つぎのとおりです。
保障によって「責任開始期（日）」が異なります。

A	待ち期間がある	「三大疾病保険料払込免除特約」のがん（悪性新生物）の保障
B	待ち期間がない	上記以外の保障

1.「責任開始期に関する特約」を付加した場合

個別取扱

責任開始期（日）
Aの保障：「申込みおよび告知がともに完了した日」(*1)から**3か月を経過した日の翌日**(*2)
Bの保障：**申込みおよび告知がともに完了した時**

(*1) 申込みの完了とは当社が申込書を受領したことをいいます。
電子申込みの場合は、「申込書の作成を完了し、申込データを保存した時」を指します。
(*2) 「3か月を経過した日」の応当日がない場合には、その月の末日を「3か月を経過した日」とし、その翌月1日から保障を開始します。

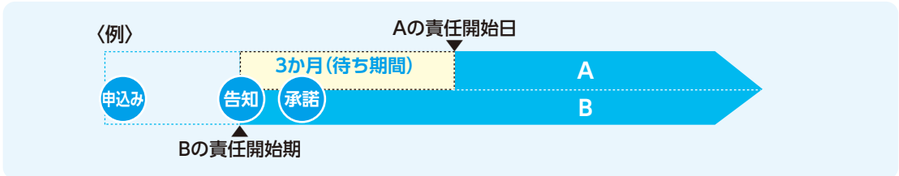

団体取扱

責任開始期（日）
Aの保障：「第1回保険料の払込日の属する月の1日」から**3か月を経過した日の翌日**
Bの保障：**第1回保険料の払込日の属する月の1日**

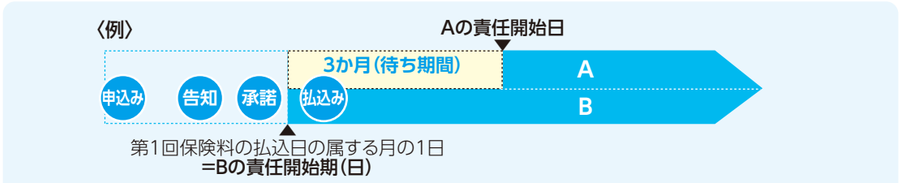

次ページへ続く

前ページからの続き

2.「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

個別取扱、団体取扱 共通

責任開始期(日)

Aの保障：「告知および第1回保険料のお払込みがともに完了した日(*1)」から**3か月を経過した日の翌日**

Bの保障：**告知および第1回保険料のお払込みがともに完了した時**(*1)

(*1) 第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、「告知およびクレジットカードの有効性の確認がともに完了した日(時)」となります。

補足

担当者(生命保険募集人)には、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約はお客様からのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します(担当者は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行います)。

05 お支払いできない場合

▶▶参照 しおり お支払いできない場合について

保険金などをお支払いできないことがあります。

- **責任開始期より前**に発生した不慮の事故や、責任開始期より前に発病した病気を原因として高度障害状態に該当した場合など
- 告知内容が事実と相違し、**告知義務違反によりご契約が解除**された場合
- 保険料のお払込みがなかったため、**ご契約が失効**(用語)している場合
- **保険契約に関する詐欺行為**によりご契約が取消しとなった場合や、保険金などの**不法取得目的**によりご契約が無効になった場合
- **保険金などを詐取する目的で事故を起こしたとき**や、契約者、被保険者または保険金などの受取人が、**暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当**すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- **免責事由に該当**した場合
  〈例〉保障の開始から3年以内の被保険者の自殺

上記以外にも、保険金などをお支払いできないことがあります。

▶▶詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

06 保険金などのご請求

▶▶参照 しおり ご契約後について

保険金などのご請求の際は、当社または担当代理店までご連絡ください。

- 保険金などは、受取人からのご請求に応じてお支払いします。保険金などの支払事由が生じた場合だけでなく、**お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに下記の当社窓口または担当代理店にご連絡ください。**

インターネットの場合

アフラックホームページ

こちらからアクセス

キーワードで検索

アフラック 給付金 検索

原則24時間いつでも、以下のサービスをご利用いただけます。

請求書類のお取り寄せ パソコン スマートフォン	請求書類を郵送にてお取り寄せいただけます。
請求書類のダウンロード パソコン	パソコンサイトでは一部の請求書類をダウンロードしていただけます。
給付金デジタル請求サービス パソコン スマートフォン	インターネット上で給付金請求手続きを完結できるサービスです。※ご利用には所定の条件がございます。

お電話の場合

アフラック 保険金コンタクトセンター

0120-555-877 通話料無料

<オペレーターによる受付>

受付時間:月曜日～金曜日(祝日を除く)
9:00～17:00

<24時間自動音声応答サービス 給付金のご請求手続き>

年中無休(24時間受付)

- 指定受取人ががんの告知を受けていないなどの特別な事情がある場合には、個別のご相談を承っています。

次ページへ続く

用語

- **「失効」とは**
  保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われること(保障がない状態となるため保険金などは支払われない)

前ページからの続き

- 支払事由が生じた場合、契約内容によっては、**複数の支払事由に該当することがあります。**ご不明な点がある場合はご連絡ください。
- 支払事由については 契約概要 P.06~07 のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方（指定代理請求人）が被保険者に代わって請求できます（法人契約で受取人が法人の場合を除きます）。

▶▶詳しくは しおり **「指定代理請求特約」について** をご確認ください。

補足

契約者の住所などを変更された場合は、必ずご連絡ください。お手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができない場合があります。

07 ご契約の無効および失効・復活

▶▶参照 しおり 保険料のお払込について

保険料のお払込みがない場合、ご契約が無効または失効することがあります。

ご契約の無効および失効

保険料のお払込みには一定の猶予期間があります。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料について

- 第1回保険料が猶予期間内に払込まれない場合、**ご契約は無効となります。**
- 第1回保険料のお払込みがなかったためご契約が無効となった場合、同一の被保険者について今後新たにご契約される際、「責任開始期に関する特約」を付加いただけなくなることがあります。（第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。）

第2回以後の保険料について

- 第2回以後の保険料が猶予期間内に払込まれない場合、**ご契約は失効となります。**

▶▶詳しくは しおり **保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効** をご確認ください。

自動振替貸付

- 一時的に保険料のご都合がつかないとき、**当社が自動的に保険料を立て替え（自動振替貸付）、ご契約を継続させることができます。**
- 自動振替貸付を希望しない場合には、書面で当社または募集代理店へお申し出ください。

▶▶詳しくは しおり **保険料のお払込が困難な場合** をご確認ください。

ご契約の復活

失効したご契約でも、**失効した日から3年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。**

- 「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払込みがなかったためにご契約が無効となったときは、ご契約の復活のお取扱いはありません。

▶▶詳しくは しおり **ご契約の復活** をご確認ください。

08 解約と解約払戻金

▶▶参照 しおり ご契約後について

解約払戻金の有無は保険種類などによって異なります。

解約すると多くの場合、解約払戻金はまったくないか、あっても払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。
保険種類などによって解約払戻金があるタイプや、ないタイプ、削減タイプがあります。

▶▶詳しくは しおり **解約と解約払戻金について** をご確認ください。

09 新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し

乗換えや見直しは、契約者にとって不利益となることがあります。

「新たな保険契約への乗換え」により不利益となること

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている場合は、一般的につぎの点について、ご契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。

- 多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特に、ご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間のご契約の継続を条件に発生する**配当の請求権などを失う場合があります。**
- 新たな保険契約の責任開始日を起算日として、**「告知義務違反」による解除の規定が適用されます。**また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての**詐欺行為などが適用の対象となります。**

▶▶詳しくは 02 **告知義務** P.17 をご確認ください。

- 契約内容の見直し方法には、特約の中途付加、追加契約などがあります。利用する方法によって**取扱条件が異なり、ご利用いただけない場合があります。**

⚠ 健康状態によってはお引受けできません。

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直しをされる場合、改めて告知（または診査）が必要になります。健康状態などによってはお引受けできない場合があります。

10 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

▶▶参照 しおり その他生命保険に関するお知らせ

当社は「生命保険契約者保護機構」の会員会社です。

- 保険会社の業務または財産状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額などが削減されることがあります。
- 会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、**保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、契約時の保険金額などが削減されることがあります。**

▶▶詳しくは しおり「生命保険契約者保護機構」について をご確認ください。

生命保険契約者保護機構

03-3286-2820　受付時間 [月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00
※祝日・年末年始を除きます。

ホームページ https://www.seihohogo.jp/

11 相談・照会・苦情の窓口

お客様の相談・照会・苦情をお受けします。

- 保険に関する相談・照会・苦情などがある場合は、下記の当社コールセンターまたは本冊子裏面の募集代理店にご連絡ください。

アフラックコールセンター

通話料無料 0120-5555-95　受付時間 [月曜日～金曜日] 9:00～18:00
[土曜日] 9:00～17:00
※祝日を除きます。

- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客様の相談をお受けしています。
- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。
- この商品にかかる指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。

一般社団法人 生命保険協会

ホームページ https://www.seiho.or.jp/

その他重要事項

1. この「その他重要事項」には、ご契約のお申込みに際して「契約概要」「注意喚起情報」とあわせて**ご確認いただきたい補足的情報**をまとめています。

2. ご契約に際しては**「契約概要」「注意喚起情報」**のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している**「ご契約のしおり・約款」**を必ずお読みください。

もくじ

01 個人情報の取扱いについて(保険契約者および被保険者の皆様へ) …… 26
02 特定個人情報等の取扱いについて …… 28
03 「ノンスモーカー割引特約」について …… 28
04 Web約款について …… 29

01 個人情報の取扱いについて（保険契約者および被保険者の皆様へ）

プライバシーポリシー

当社は「アフラックの個人情報の取扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、当社ホームページにてご確認ください。

※以下、本「個人情報の取扱いについて」において、「個人情報」には個人番号（マイナンバー）および特定個人情報（以下、「特定個人情報等」といいます）を含みません。特定個人情報等については、その他重要事項 P.28 をご確認ください。

お客様の個人情報の利用目的

お客様の個人情報の利用目的は、つぎのとおりです。

① 各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い

② 当社、その関連会社・提携会社が取り扱う各種商品やサービスの案内・提供・維持管理

③ 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品やサービスの充実

④ その他保険業に関連・付随する業務

センシティブ情報

当社は保険業法施行規則により、保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲などに限り、保健医療などのセンシティブ情報を取得・利用します。

代理店制度

当社は代理店制度を採用していますので、上記の利用目的のためにお客様の個人情報を当社指定の代理店に対して提供します。
なお、当社指定の代理店とは、つぎに該当する代理店をいいます。

① ご契約の全部または一部を担当させていただく代理店（お客様担当代理店）

② 保険契約者が所属される企業などの許可を得て、当該企業などにおいて各種商品やサービスの案内・提供・維持管理などを行っている代理店（企業等担当代理店）

③ お客様担当代理店または企業等担当代理店が提携する当社の承認を受けた代理店

④ 保険契約者から個人情報の提供につきご了解いただいた代理店

⑤ その他、上記の利用目的を達成するために必要な範囲内にある代理店

団体（集団）などとの関係

各種保険契約の継続・維持管理などのためにお客様の個人情報を、当社と団体（集団）取扱契約を取り交わしている団体（集団）や、お客様が指定された口座振替指定金融機関などとの間で相互提供します。

再保険

保険会社は、お客様の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険（再々保険以降の出再を含みます）を行うことがあります。この場合、保険会社は、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な個人情報のほか、当該保険契約に関する支払結果および支払査定時に利用する個人情報を再保険の引受けを行う保険会社に対して提供します。

契約内容登録制度・契約内容照会制度

当社は、死亡・高度障害保険金、災害死亡・災害高度障害保険金、入院給付金がある保険契約をお申込みいただいた場合には、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社とともに、当該保険金または給付金のある保険契約のお引受け、保険金・給付金のお支払いの判断の参考とすることを目的として、つぎの項目を(一社)生命保険協会に登録します。

① 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡まで）

② 死亡保険金額・災害死亡保険金額

③ 入院給付金の種類および日額

④ 契約日（復活日、復旧日または特約の中途付加日）

⑤ 取扱会社名

また、当該登録事項については、同様の目的のために、全国共済農業協同組合連合会との間で、その契約内容との相互照会を行います。

支払査定時照会制度

当社は、各生命保険会社など(*)とともに、給付金・保険金・年金などのお支払い、保険契約または共済契約など（以下「保険契約など」といいます）の解除、取消しまたは無効の判断の参考とすることを目的として、当社を含む各生命保険会社などの保険契約などに関する、下記**「相互照会事項」**の全部または一部について、共同して利用します。

(*)「各生命保険会社など」とは、(一社)生命保険協会、同協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会、日本コープ共済生活協同組合連合会をいいます。

■相互照会事項について

(一社)生命保険協会を通じて、照会を行い、他の各生命保険会社などから情報の提供を受け、また、他の各生命保険会社などからの照会に対し情報を提供します。なお、相互照会事項はつぎのとおりです。

① 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡まで）

② 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故
※②記載の事項は照会を受けた日から5年以内のもの

③ 保険種類、契約日、復活日、消滅日、契約者の氏名および被保険者との続柄、給付金・保険金などの受取人の氏名および被保険者との続柄、給付金額・保険金額など、各特約の内容、保険料およびその払込方法

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。支払査定時照会制度について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」のほか、当社または(一社)生命保険協会のホームページをご確認ください。

開示などのお問い合わせ

保有個人データの利用目的の通知・開示・訂正・利用停止などのご請求について、また、個人情報の取扱いに関する苦情やご相談に対し、適切に対応します。

02 特定個人情報等の取扱いについて

特定個人情報等の利用目的・利用

- 当社は、特定個人情報等を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます)で限定的に定められた利用目的を超えて取得・利用しません。

特定個人情報等の提供

- 当社は、番号法で限定的に認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。

03 「ノンスモーカー割引特約」について

「ノンスモーカー割引特約」(非喫煙割引特約)を付加すると、ご契約の保険料は、非喫煙保険料率となり、通常の保険料(標準体保険料率)より安くなります。

▶▶詳しくは しおり **『ノンスモーカー割引』について**をご確認ください。

非喫煙保険料率の適用について

- 満20歳以上で過去1年間に喫煙したことのない被保険者が対象となり、告知に加えて所定の喫煙検査が必要です。
  ※喫煙していない場合でも受動喫煙などによって喫煙者と判断され、非喫煙保険料率が適用できない場合があります。
- 喫煙状況について、故意または重大な過失によって、事実と違うことを告知された場合は、当社は「非喫煙割引に関する告知義務違反」として「ノンスモーカー割引特約」を解除することがあります。この場合には、「主契約」の保険金額の減額などを行います。

留意事項

- 「ノンスモーカー割引特約」は「災害死亡割増特約」には付加されず、非喫煙体保険料は適用されません。
- 「特別保険料率に関する特則」を付加する場合、「ノンスモーカー割引特約」を付加することはできません。
- 「ノンスモーカー割引特約」を中途付加することはできません。

04 Web約款について

「Web約款」とは、当社ホームページ上でご覧いただける「ご契約のしおり・約款」です。
お申込みいただく保険商品の契約内容をご確認いただく方法として、インターネットを利用してご覧いただく「ご契約のしおり・約款(Web約款)」と冊子の「ご契約のしおり・約款」があります。
当社では、お客様の利便性向上のため、「Web約款」をおすすめしています。

「Web約款」の特長

❶ 当社ホームページ上で**いつでも閲覧**できるので、**保管不要**です。
❷ **文字を拡大**して閲覧できます。
❸ キーワード検索により**確認したい箇所を簡単に検索**できます。
❹ ご利用の**端末に保存**することも、**印刷**することもできます。

「Web約款」の閲覧方法

つぎの①～③の手順で閲覧できます。

① インターネットで当社ホームページにアクセス
アフラックホームページ **https://www.aflac.co.jp/**
② トップページの「Web 約款 ご契約のしおり・約款」をクリックし、掲載ページへ移動
③ 「商品名」と「(予定)契約日」から該当の「Web約款」を選択